

令和8年 第14回 福岡市選挙管理委員会

7月6日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第19号 福岡市長選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示
することができる日について

議案第20号 福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

議案第21号 福岡市長選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の
規格及び様式について

2 報告事項

① 城南区・早良区・西区選挙管理委員の就任等について

② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

・ 令和8年7月21日（火） 午前10時30分

・ 令和8年8月5日（水） 午前10時30分

・ 令和8年8月20日（木） 午前10時30分

議案第19号

福岡市長選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙において、公職の候補者が公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のように定め、告示するもの。

令和8年7月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

公職の候補者が立候補の届出をした日

(理由)

公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2～4 （略）

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第5号のポスター1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6・7 （略）

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 （略）

10 第3項から第7項までの規定は、第8項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

議案第20号

福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における公営ポスター掲示場の区画数を次のように定めるもの。

令和8年7月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

公営ポスター掲示場の区画数 8

(理由)

福岡市選挙ポスター掲示場設置規程第2条第2項の規定による。

(関係法令)

○福岡市選挙ポスター掲示場設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年福岡市条例第5号。以下「条例」という。）に規定するポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示面の様式)

第2条 ポスター掲示場の掲示面（以下「ポスター掲示面」という。）の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。ただし、市議会議員選挙の場合において、別記様式第1号 その1 市議会議員選挙の様式による必要がないと認める区においては、同様式その2 市長選挙の様式によることができる。この場合においては、同様式中「福岡市長選挙ポスター掲示場」とあるのは「福岡市議会議員選挙ポスター掲示場」と、「福岡市長選挙候補者」とあるのは「福岡市議会議員 選挙（ 区）候補者」と読み替えるものとする。

2 前項のポスター掲示面の掲示区画（以下「掲示区画」という。）の数は、福岡市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）がそのつど定めるものとする。

議案第21号

福岡市長選挙における候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における投票所及び期日前投票所又は不在者投票記載場所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式を次のように定め、告示するもの。

令和8年7月6日

福岡市選挙管理委員会
委員長 富 永 計 久

福岡市長選挙の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格は、日本産業規格A列4番とし、様式は次のとおりとする。

(様式)

			党 派 名	福岡市長選挙候補者
			氏 名 ふりがな	

(理由)

公職選挙法第175条の規定により候補者の氏名等の掲示を行うため、市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条の2の規定により、その用紙の規格を定めるもの。

(関係法令)

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。)につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3～9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

○公職選挙法施行令

(氏名等の掲示をする不在者投票管理者)

第125条の4 法第175条第2項に規定する不在者投票管理者のうち政令で定めるものは、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長とする。

○市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）

第2条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条及び第35条の2の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし 別記第19号様式の2備考及び第19号様式の5（その2）備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）

（氏名等の掲示の様式）

第35条の2 法第175条第1項の規定による氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- （1）衆議院小選挙区選出議員の選挙 別記第19号様式
- （2）衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙 別記第19号様式の2
- （3）衆議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の3
- （4）参議院比例代表選出議員の選挙 別記第19号様式の4

2 法第175条第2項の規定による氏名等の掲示は、別記第19号様式の5に準じて作成しなければならない。

別記第19号様式の2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示）

図 （略）

備考

1・2 （略）

3 掲示用紙の規格等は、日本産業規格A列3番とする。ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。

4 （略）

別記第19号様式の5（期日前投票所又は不在者投票記載場所内の氏名等の掲示）

その1（衆議院小選挙区選出議員の選挙） （略）

その2（衆議院議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙）

図 （略）

備考

1・2 （略）

3 掲示用紙の規格等は、日本産業規格A列3番とする。ただし、市区町村の選挙管理

委員会において、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。

4 (略)

(以下 略)

城 選 第 5 0 号
令和 8 年 7 月 2 日

市選挙管理委員会委員長 様
各区選挙管理委員会委員長 様

城南区選挙管理委員会
委員長 有 吉 菊 夫

城南区選挙管理委員の就任について（通知）

任期満了による改選により、令和 8 年 6 月 30 日付をもって下記の者が城南区選挙管理委員に就任し、令和 8 年 6 月 30 日開催の委員会において委員長等が決まりましたのでお知らせします。

記

職 名	氏 名
委 員 長	有 吉 菊 夫
委員長職務代理者	須 佐 岳 司
委 員	加 藤 美 恵
委 員	早 田 宝 得

※任期 令和 8 年 6 月 30 日から 4 年間

早選第 20 号
令和 8 年 7 月 1 日

市選挙管理委員会委員長 様
各区選挙管理委員会委員長 様

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 黒子 秀勇樹

福岡市早良区選挙管理委員の就任について

標記につきまして、任期満了に伴う改選により、下記のとおり選挙管理委員が就任いたしましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	就任年月日
委員長	黒 子 秀勇樹	令和 8 年 6 月 30 日
委員長職務代理者	宮 浦 寛	令和 8 年 6 月 30 日
委 員	中 村 正 幸	令和 8 年 6 月 30 日
委 員	鳥 飼 善 文	令和 8 年 6 月 30 日

西選第17号
令和8年7月1日

福岡市選挙管理委員会委員長 様

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 小 畠 久 弥

福岡市西区選挙管理委員の就任について（通知）

任期満了による改選により、令和8年6月30日付をもって次の者が福岡市西区選挙管理委員に就任しましたので、お知らせします。

職 名	氏 名
委 員 長	小 畠 久 弥
委員長職務代理者	大 坪 眞由美
委 員	江 藤 淑 子
委 員	中 嶋 義 治

※任期 令和8年6月30日～令和12年6月29日

報告事項2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和12年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 25人（全交付数 53人）

(2) 後援団体用 25団体（全交付数 53団体）

2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人（全交付数 0人）

(2) 後援団体用 0団体（全交付数 0団体）